

朝霞市例規データベースシステム等貸借業務 プレゼンテーション実施要領

この要領は、朝霞市例規データベースシステム等貸借業務における業者選定に関して、提案事業者がプレゼンテーションを行うために必要な事項を定める。

1 実施日時

令和7年8月22日（金）①13：10～ ②15：10～

2 開催場所

埼玉県朝霞市本町1-1-1
朝霞市役所2階 全員協議会室

3 実施事項

- (1) プレゼンテーションは、提出されている企画提案書等を基にプロジェクターを使用のうえ簡潔に説明すること。
- (2) プレゼンテーションの実施時間は、100分以内とし、以下の時間配分で実施すること。

No.	実施内容	時間配分
1	準備作業	5分
2	プレゼンテーションの実施	70分
3	質疑応答	20分
4	片付・撤収作業	5分

- (3) プレゼンテーションの説明途中であっても、持ち時間を超えた場合は時間で打ち切ることをとする。

4 プレゼンテーション用資料

企画提案書は、データをメールで送付するか、書面で提出する場合は、正本1部、副本5部を令和7年8月18日（月）午後5時までに提出（郵送の場合は当日必着）すること。

5 参加できる人数

5名以内とする。

6 必要な機材等の用意

当市で用意する機材は、プロジェクター、スクリーン、電源リールとし、その他必要とする機材は全て参加者が用意すること。また提案にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

7 参加できる提案者の制限

参加可能な提案者は、参加表明届が提出された事業者の正規雇用社員以外の参加を認めないものとする。